

E i w a N e w s

経営承継円滑化法

平成 20 年 8 月
(No. 037)

平成 20 年 5 月 9 日に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)が可決・成立いたしました。この法律は、民法の特例であり、施行日は平成 20 年 10 月 1 日です。

なお、税制面では、平成 21 年度の税制改正として行われ、平成 20 年 10 月 1 日より遡及適用の予定となっております。

この法律の内容は、大きく 3 つに分かれております。

1) 遺留分に関する民法の特例

一定の中小企業の後継者が、他の遺留分権利者全員と合意をし、経済産業大臣の確認等の手続を経ることを前提に、下記の民法の特例の適用を受けることができます。

① 生前贈与株式を遺留分の対象から除外

→贈与株式が遺留分減殺請求の対象外になるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

② 生前贈与株式の評価額を予め固定

→後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外になるため、経営意欲が阻害されない

また、これらの手続については、後継者が単独で申立てをすることができます。

(参考) 民法の原則について

遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合(遺言等で排除できない)をいい、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から債務の全額を控除したのから算出されます。

遺留分減殺請求とは、遺贈等により遺留分を侵害している者に対して遺留分の範囲内でその財産を取戻す請求をすることをいいます。

2) 金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例が設けられました。

① 中小企業信用保険法の特例 (中小企業者を対象)

② 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例 (中小企業者の代表者を対象)

これらにより、株式等の取得資金、信用低下時の運転資金、相続税納税用資金のニーズに対応することができます。

3) 相続税の課税についての措置

政府が、平成 20 年度中に、経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずることとされました。

平成 21 年度の税制改正として行われ、平成 20 年 10 月 1 日以後の相続より遡及適用の予定になっております。

なお、予定されています制度の概要は、下記のとおりです。

＜非上場株式等に係る相続税の納税猶予＞

雇用の 8 割以上の維持継続を始めとする 5 年間の事業継続等、および、当該法人、被相続人、後継者に関する各要件を満たし、経済産業大臣の認定を受けた場合に、後継者が相続等により取得した非上場株式等に係る相続税の 80%相当額の納税を猶予するという制度です。

以上、経営承継円滑化法の主な内容を説明いたしました。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。

厳しい暑さや雷雨などの日が続いております。

どうぞご自愛くださいますよう、お祈り申し上げます。